

## 公益財団法人 こうべ産業・就労支援財団 役員等の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団(以下、「財団」という。)定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬の支給)

第3条 財団は、常勤理事に、職務執行の対価として、定例役員報酬を支給する。

2 非常勤役員は無報酬とする。ただし、別表1の非常勤役員には、職務執行の対価として非常勤役員報酬を支給することができる。

3 評議員は無報酬とする。

### (定例役員報酬の額の決定及び支給方法)

第4条 常勤理事に対する定例役員報酬の年額の上限は、次の各号に掲げる役職の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 年額 1,200 万円以内
- (2) 副理事長 年額 960 万円以内
- (3) 専務理事 年額 840 万円以内
- (4) 常務理事 年額 720 万円以内

2 各常勤理事に対する定例役員報酬の額は、前項に定める上限の範囲内において理事会で別途定めるものとする。

3 前2項にかかわらず、神戸市からの派遣により常勤の理事に就任した者の報酬については、神戸市において支給される給与水準を基準に理事会の決議をもって別途定めることができる。

4 前各項の報酬の支給方法については、別に定める職員給与規程(以下、「給与規程」という。)の適用を受ける職員の例による。

第5条 常勤理事に対し、神戸市との派遣に関する協定及び関係法令に基づき派遣元である神戸市から給与が直接支給される場合には、当該常勤理事の役員報酬を支給しないことができる。

### (非常勤役員報酬の額の決定及び支給方法)

第6条 第3条第2項ただし書きの非常勤理事に対する報酬の総額は年額 360 万円の範囲内とし、各非常勤理事に対する報酬の額は、別表1の範囲内で、理事会で定めるものとする。

2 第3条第2項ただし書きの非常勤監事に対する報酬の総額は年額 50 万円の範囲内とし、各非常勤監事に対する報酬は、別表1の範囲内で、監事の協議に基づき定めるものとする。

3 前2項の報酬の支給方法については、職務執行の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人からの申し出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるほか、給与規程の適用を受ける職員の例により支給することができる。

(費用)

第7条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規程の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

2 財団法人神戸市産業振興財団費用弁償(実費弁償)規程(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別表1 非常勤役員報酬

役員の区分	日額
理事長	50,000 円以内
副理事長	40,000 円以内
監 事	50,000 円以内